

2023年2月14日

学生の皆さんへ

学長 松尾 太加志

## 新型コロナウイルス感染症対策に伴う「本学の課外活動」の取扱いについて (第19報)

現在、本学では、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う『本学の課外活動』の取扱いについて(第18報)」に基づき、課外活動を行うこととしていますが、経済活動、文化活動の再開、緩和が進んでいる現状を踏まえ、本学でもさらに制限を緩和することとしましたので、通知します。

なお、今後の感染発生状況により、方針の見直しを行う場合がありますので、本学ホームページ、インフォメーション等を必ず確認の上、最新の情報を入手するよう努めてください。

### 記

#### 1 課外活動とは

学生が行う全ての課外活動を指します。

具体的には、学友会や各学部自治会、大学祭実行委員会による活動、サークル活動(公認・非公認を問わない)、外部の試験に向けた勉強会などを含みます。

#### 2 活動再開の時期等

下記3の範囲内で、申請後、許可を受けた場合に活動できることとします。ただし、入学試験等による入構禁止期間や入構禁止場所での活動は原則禁止です。

(注1) 申請後、提出書類を確認し、許可[または不許可]の連絡をするまで、状況により、時間を要することがあります。早めの申請を心がけてください。

(注2) 2020年8月以降に活動申請を行い、かつ許可を得た団体等については、内容により申請方法等が異なりますので、インフォメーション等掲載の申請手続きを必ず確認するようにしてください。

#### 3 活動の範囲

##### 【学 内】

- 課外活動による各キャンパス敷地内及び施設(体育館、武道館、弓道場)への入構及び使用については認める。(※ただし、体育館2Fのトレーニングルームの使用は、トレーニング機器の十分な感染症対策が困難なため禁止する。)
- 本学所有の施設のうち、屋外施設(青嵐グラウンド、日の出グラウンド)の使用は認める。
- サークル会館、サークル棟、各キャンパスの教室、多目的ホール等の使用については、「利用についてのガイドライン」または「使用にあたっての注意事項」を厳守することを条件に使用を認める。

【学 外】(※ひびきのキャンパスが設置されている北九州学術研究都市にある体育館(アスレチックルームを含む)、運動場、テニスコートは学外施設に含む。)

- 感染症対策を十分に行った上での課外活動は認める。  
(オンライン上での活動は構わない。)
- 学外の施設を利用する場合は、感染症対策が十分になされた施設であることを確認の上、活動を行う。

#### 【共通事項】

- (1) 新入生歓迎会や懇親会など飲食を伴うイベントや活動は、国・県の要請内容を遵守すること。
- (2) 原則、寝食を共にする合宿形式の宿泊を伴うイベントや活動は行わない。  
ただし、下記の事項については、一定の要件を満たすことを条件とし、申請の上、許可された場合に限りこれを認める。
  - ①公的な大会やイベント等への参加及び運営などのため、宿泊することがやむを得ない事由がある時。
  - ②サークル部長等本学の教員や委嘱を受けた課外活動の指導者が引率し、感染症対策などに責任がとれる体制を持って合宿を行う時。
- (3) 上記(1)(2)以外のイベントの開催については、感染防止対策が十分に実施できることを条件とし、申請の上、許可された場合に限りこれを認める。
- (4) 課外活動において、監督、コーチ等委嘱者以外の学外者(卒業生、他大学学生等)の入構は、感染症対策上、原則禁止としていたが、活動の必要性に応じて、入構を依頼する者が責任を持って感染症対策等を講じること、入構状況の詳細を把握することを条件に認める。

#### 4 課外活動にあたっての注意事項

下記内容の遵守及び確認等を行うことを必須とします。

##### (1) 事前申請かつ許可制

- (2) 本学の感染防止対策の遵守
- (3) 各活動団体が定めるガイドライン等の遵守
- (4) 国及び地方公共団体の通知等の遵守
- (5) 各活動団体における感染防止対策責任者の選定
- (6) 許可された範囲で、段階を踏んで活動を行うこと
- (7) 学外施設使用の場合は、感染症対策が十分に行われている施設かの確認
- (8) 活動後、報告書の提出**

◎課外活動を申請後、許可された場合でも、各自で活動の特性に応じた感染症対策を十分に行うことを心がけてください。(柔道や少林寺拳法など、濃厚な接触が避けられない活動については特に注意を払ってください。)

◎課外活動の実施に伴い、コロナウイルス感染者及び濃厚接触者が確認された場合は、直ちに活動を停止し、大学へ報告を行ってください。

◎なお、いったん課外活動の再開が許可された場合であっても、今後の感染状況の変化や国及び地方公共団体の要請、関係団体・連盟の方針変更等により、当該許可が再び取り消されることがあります。そのときには、学生は速やかに大学の指示に従ってください。

## 5 活動申請の手続き

- ・詳細については、北九大ポータルサイトのインフォメーション、学生係電子掲示板に掲載していますので、確認の上、必要な申請等を行ってください。
- ・2020年8月以降に、活動申請を行い、かつ許可を得た団体等については、内容により申請方法等が異なりますので、特に注意してください。
- ・本学の体育館、青嵐グラウンド、教室、多目的ホール等の施設は、別途予約が必要です。
- ・武道館及び弓道場を使用する場合は、学生支援課学生係窓口まで「使用計画書」を提出してください。
- ・その他、課外活動にあたって不明な点があれば、下記まで問い合わせてください。

## 6 飲食を伴う懇親会等について

- ・送別会や歓迎会など課外活動の一環としての組織的な飲食を伴う懇親会等のみを開催する場合は、事前に届け出てください。開催後の報告書の提出は不要です。

<問い合わせ先> 北九州市立大学  
【北方キャンパス】 学生支援課学生係 093-964-4012  
【ひびきのキャンパス】 学務課学生係 093-695-3350